

いばらき健康経営推進事業所認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 本制度は、県民の健康寿命の延伸のためには、生活習慣病の発症・重症化予防が重要であり、特に生活習慣病の発症リスクが高くなる働く世代への効果的な支援が課題となっていることから、従業員の健康づくりを経営的な観点から戦略的に取り組む事業所を評価し、「いばらき健康経営^{※1}推進事業所」として認定することにより、その取組みが継続される環境を整備し、働く世代の健康増進の自覚と実践につなげ、もって県民の健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

2 本制度は、県が主体となり、全国健康保険協会茨城支部などの医療保険者（以下、「協力医療保険者」という。）の協力を得て行うものとする。

※1 「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標

(定義)

第2条 本制度の対象である「事業所等」とは、常時雇用する労働者を有する法人、個人、団体、地方公共団体、その他県が適当と認めるもので、申請日から過去3年間について次に掲げる全ての条件を満たすものをいう。

(1) 茨城県内に事業の拠点があり、かつ県税の滞納がないこと。

(2) 労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法その他の関係法令について、重大悪質な違反をしていないこと。

(3) 暴力団等の反社会的勢力に所属せず、また、これらのものと関係を有していないこと。

2 前項について、認定対象者が茨城県内に本社を有する場合は、その認定範囲は支店等を含んだ企業全体とする。茨城県外に本社を有する場合は、事業の拠点となる支店等の単位でも認定を受けられるものとする。

(認定要件)

第3条 いばらき健康経営推進事業所の認定の対象となるのは、前条第1項に記載する全ての条件に合致し、かつ、別表1に掲げる基準を満たす事業所等とする。

2 協力医療保険者に加入する事業所について、当該保険者が実施する健康経営に関する制度がある場合は、当該制度の認定を受けている事業所とする。

(認定の申請)

第4条 認定を受けようとする事業所等は、「いばらき健康経営推進事業所認定申請書」(様式1)及び「いばらき健康経営推進事業所認定制度の前提要件適合に係る誓約書」(様式1-1)に次の書類等を添えて、県又は協力医療保険者に申請するものとする。

(1) 定款、寄付行為、履歴事項証明書、開業届又はこれらに準ずる書類(コピー可)

(2) その他認定に関して必要な書類として、県が別途提出を求めるもの

(認定)

第5条 県は、申請者より提出された書類等により、第3条に掲げる要件を満たしていることを確認したうえで、「いばらき健康経営部会」において審査し、適正と認められる場合

は、これを認定し、「いばらき健康経営推進事業所認定通知書」(様式2)によりその旨を通知するとともに、「いばらき健康経営推進事業所認定証」(様式3)(以下、「認定証」という。)を交付するものとする。

2 県は、第3条の要件に至らない等の理由により、前項の規定による認定をしないときは、いばらき健康経営推進事業所審査結果通知書(様式4)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(報告)

第6条 認定を受けた事業所等(以下、「認定事業所」という。)は、前年度の取組状況を記載した実績報告書(様式5)を当該年度の認定に係る書類等の提出期限日(ただし、提出期限日が土日祝日の場合は、直前の平日とする。)までに県又は協力医療保険者に提出するものとする。

(認定期間)

第7条 「いばらき健康経営推進事業所」の認定期間については、認定した翌年度の末日までとする。なお、前条の定めによる実績報告書によって認定者が基準を満たしていることを確認した場合は、これを継続することができるものとする。

(調査)

第8条 県は、本制度の運用にあたり、必要に応じて、認定を受けようとする又は認定を受けた事業所等(以下、「認定事業所」という。)に対し、必要な調査を行うことができる。

2 認定事業所は、前項に定める確認について、県に協力するものとする。

(いばらき健康経営推進事業所等への支援)

第9条 県及び協力医療保険者は、認定事業所が行う従業員等への健康づくりに関する取り組みに対し、次に掲げる支援に努めることとする。

- (1) 認定事業所に対し、健康情報の提供を行う。
- (2) 必要に応じ、訪問等により認定事業所の健康づくりに関する相談に応じる。
- (3) 認定事業所が行う健康経営に関する取り組みを広報する。
- (4) その他、健康経営の推進のために支援をすること。

(変更・取下げの届出)

第10条 認定事業所は、名称、代表者職氏名、所在地に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、「いばらき健康経営推進事業所変更(取下げ)届出書」(様式6)により、県に届け出なければならない。

2 認定事業所は、認定の取下げを申し出る場合は、「いばらき健康経営推進事業所変更(取下げ)届出書」(様式6)により、県に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第11条 県は、認定事業所が次の各号に該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により本制度の認定を受けたとき
- (2) 第3条に掲げる要件を満たさなくなったとき
- (3) いばらき健康経営推進事業所変更(取下げ)届出書の届出があったとき

- (4) 災害その他やむを得ない理由がなく、実績報告書の提出がされなかったとき
- 2 県は、前項の規定により認定を取り消した場合は、「いばらき健康経営推進事業所認定取消通知書（様式7）によりその旨を当該認定事業所に対して通知するものとする。
 - 3 前項の規定により県が認定の取消しを通知した当該認定事業所は、速やかに認定証を県に返還するものとする。

（個人情報保護）

第12条 県は、本制度の認定事務に関し入手した個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理に努めるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本制度の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月10日から施行する。

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

この要綱は、令和元年8月5日から施行する。

この要綱は、令和2年2月7日から施行する。

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

この要綱は、令和3年3月17日から施行する。

この要綱は、令和4年3月18日から施行する。